

情報通信審議会 電気通信事業部会（第85回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成20年1月15日（火）10時00分～11時15分

於、総務省第1特別会議室

第2 出席委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、高橋 伸子、東海 幹夫、
長田 三紀、安田 雄典

（以上6名）

第3 出席関係職員

(1) 総合通信基盤局

武内 信博（電気通信事業部長）、安藤 友裕（総合通信基盤局総務課長）、
谷脇 康彦（事業政策課長）、古市 裕久（料金サービス課長）、
二宮 清治（料金サービス課企画官）、

(2) 事務局

渡邊 秀行（情報通信政策局総務課課長補佐）

第4 議題

諮問事項

(1) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実際費用方式に基づく平成19年度及び平成20年度の接続料等の改定）について 【諮問第1199号】

(2) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定）について 【諮問第1200号】

(3) 東日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（一般番号ポータビリティ申込受付システムにおける機能の追加）について【諮問第1201号】

(4) 東日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（加入光ファイバの開通工事に係る時間指定手続の追加）について【諮問第1202号】

開 会

○根岸部会長　それでは時間が参りましたので、第85回情報通信審議会電気通信事業部会を開催いたします。高橋委員が追っていらっしゃると思いますので、現在5名であります。定足数を満たしております。

それでは議事次第に従いまして、議事を進めたいと思います。本日の議題は諮問事項4件であります。

議 題

諮問事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実際費用方式に基づく平成19年度及び平成20年度の接続料等の改定）について【諮問第1199号】

○根岸部会長　それではまず初めに諮問第1199号、NTT東西の実際費用方式に基づく平成19年度及び平成20年度の接続料の改定についての審議をいたしたいと思います。

それでは、説明をお願いいたします。

○古市料金サービス課長　それでは、お手元の資料85-1に基づきまして、NTT東西の実績原価方式に基づく平成19年度及び平成20年度の接続料等の改定について、ご説明をさせていただきます。

まず1ページ目、申請概要でございますが、本件申請につきましては、NTT東西に関する専用線等の実績原価方式を適用する平成19年度及び平成20年度の接続料並びにその他手続費等の改定を行うものでございます。

2ページ目、主な変更内容でございますが、今回の接続料変更に当たりましては、昨年7月の接続料規則の一部改正により、実績原価方式に基づく接続料につきましては事後精算制度を廃止し、事前に接続料を確定する方式を導入したところでございます。これにより、平成20年度以降の実績原価方式に基づく接続料については、原則として、

直近の実績に基づき接続料を算定した上で、適用年度実績との乖離分を調整額として次期接続料の原価に算入することとなったところでございます。

このため、平成19年度・20年度の接続料につきましては、双方とも今回は平成18年度接続会計結果に基づき算定をしております。ただし、経過措置といたしまして、平成19年度の接続料につきましては引き続き、従来どおりタイムラグ精算を実績原価に基づき平成20年度に実施することといたしております。

次に2、概要でございますが、(1)の表でございますとおり、平成19年度の接続料につきましては、平成18年度の接続料と比較いたしまして、全体で約2%低減しているところでございます。

3ページ目、(2)の表におきまして、平成19年度及び平成20年度の主な接続料をお示しいたしております。ここでございますとおり、例えば中継ダークファイバにつきましては、NTT東日本で月額・1回線・1メートル当たり1,471円、NTT西日本で1,499円と、平成18年度よりも低廉化をいたしております。また、ドライカップにつきましては、NTT東日本で月額・1回線当たり1,285円、NTT西日本で1,383円、ラインシェアリングはNTT東日本で月額・1回線当たり79円、NTT西日本で月額・1回線当たり89円と、それぞれ低廉化しているところでございます。

次に、4ページ目でございますが、3の(1)の表でございます局内4分岐スプリッタ、局外8分岐スプリッタ、NTT西日本の光信号伝送装置でございますB-PON、NTT東日本の1ギガタイプのメディアコンバータ、これらにつきましては、平成18年度まで将来原価方式により算定をしてきたところでございますが、それぞれ平成18年度に算定期間が終了したところでございます。

(2)にございますとおり、平成19年度及び平成20年度の接続料につきましては、実績原価で算定をした接続料の水準が現行の接続料に比較しまして十分に低廉化をしているところでございますので、今回から実績原価方式に移行することといたしております。

次に5ページ目でございますが、4、回線管理運営費の扱いについてでございます。回線管理運営費につきましては、平成16年度から平成18年度までの再計算におきまして、サービスごとに接続料を設定すると料金水準に大きな差が生じる状況にあったことから、回線管理に係る原価を各サービスごとに分けるのではなく、ラインシェアリン

グとそれ以外の役務において管理事務の内容が異なることを踏まえ、全役務において発生する費用、ラインシェアリングのみで発生する費用、ラインシェアリング以外で発生する費用ごとにそれぞれ平均の単金を算出し、それに基づいて回線管理運営費を設定してきているところでございます。この状況は、平成19年度・20年度においても当てはまると考えられますことから、同様の方法により算定をしているところでございます。

次に5、公衆電話発信機能及びデジタル公衆電話発信機能に係るNTSコストの付け替えについてでございます。ご案内のとおり、平成17年度の接続料からNTSコストにつきましては、5年間で段階的に加入者交換機能に係る接続料原価から除きまして、これを加入者回線に係る費用に付け替えてきているところでございます。公衆電話発信機能・デジタル公衆電話発信機能の接続料につきましても、加入者回線に係る費用を原価として算定されていますことから、平成17年度よりNTSコスト見合い分につきまして、段階的にこれを加算してきているところでございます。平成17年度接続料につきましてはNTSコスト見合い分の5分の1、平成18年度接続料については5分の2を加算しているところでございます。

6ページ目の②にありますとおり、引き続きまして平成19年度はNTSコスト見合い分の5分の3、平成20年度はその5分の4を加算することといたしておりまして、NTSコスト見合い分については、この表にございますとおり、それぞれ公衆電話発信機能の接続料原価に加算をしているということでございます。

続きまして6、貸倒損失の接続料原価への算入でございます。これにつきましては、昨年3月の接続ルールの見直しに伴う情報通信審議会答申を踏まえまして、接続料債務の不履行リスクの扱いのうち管理部門において発生した貸倒損失の扱いにつきましては、管理部門が適切なリスク管理を行うことを前提に、管理部門において発生した貸倒損失を接続料原価の一部に算入することといたしているところでございます。

他方、②算定方法でございますが、平成18年度の貸倒率は0%でございましたので、結果といたしましては、平成19年度及び平成20年度の接続料原価につきましては、貸倒損失算入前の原価と同額となっているところでございます。

次に7ページ目、7、保守換算係数の改定についてでございます。現在、専用線等の接続料につきましては、平日・昼間のみの保守を行うタイプ1-1、全日・昼間のみ保守を行うタイプ1-2、全日・全時間帯保守を行うタイプ2、この3つのメニューに区分をされ、それぞれ接続料が設定されているところでございます。

現行のタイプ1-2の接続料算定に当たりましては、故障修理時間の実績データをこれまで把握していなかったため、保守換算係数をタイプ2の保守換算係数算定に用いた故障修理時間の実績データをもとに算定してきたところですが、今回、この実績データを新たに把握したことから、これに基づき保守換算係数を改定しているところがございます。また、タイプ1、タイプ2の保守換算係数につきましても、最新の故障修理時間の実績データに基づき改定をしているところがございます。

さらに、端末回線伝送機能等の保守換算係数につきましては、これまで専用線の保守換算係数を用いてきたところですが、今回、新たに端末回線伝送機能等の故障修理時間の実績データを把握したことから、これに基づく保守換算係数を新たに設定しているところがございます。

また、(3)でございますが、シェアドアクセス方式の加入光ファイバの分岐端末回線の接続料につきましても、これまでは保守タイプの別がなかったわけですが、先ほど申し上げましたとおり、端末回線伝送機能に係る故障修理時間の実績データに基づき保守換算係数が設定されたところがございますので、これに基づき、今回の接続料におきましては、保守タイプごとの接続料設定としているところがございます。

次に8ページ目、9ページ目、10ページ目は、今回の接続料変更に伴う各機能の主な接続料をお示ししておりますが、詳細な説明については省略をさせていただきます。

次に11ページ目、工事費・手続費及びコロケーション料金等についてでございます。まず、1の(1)でございますが、工事費・手続費の算定に用いられまます作業単金につきましては、この表にございますとおり、平成19年度・平成20年度の単金は、NTT東日本で6,280円、NTT西日本で6,214円と、それぞれ低廉化しているところでございます。

次に(2)新サービス及びシステム化の影響を受ける手続費等の見直しでございます。これにつきましては、平成17年度の実績原価接続料変更に当たって、平成18年2月に情報通信審議会からいただきましたご指摘がございまして、※にありますとおり、新サービスに係る手続費等やシステム化の影響を受ける手続費等の作業時間について、適時再計測し、見直しが必要であると認められる場合には、その結果を毎年度の接続料再計算に反映させることというご指摘をいただいているところでございます。これを踏まえまして、今回はNTT西日本が提供している番号ポータビリティ申込受付システムについて、その作業環境の変化に伴い、作業時間を見直したところでございます。この見

直した作業時間に基づきまして、工事費を低廉化しているところでございます。

次に2、管路・とう道等の料金の改定でございますが、管路・とう道の料金の改定につきましては（1）の表のとおりでございます。

また、12ページでございますが、電柱使用料の改定。これは（2）の表のとおり、それぞれ低廉化をしているところでございます。

また、（3）コロケーションに係る設備使用料の算定方法の見直しでございますが、コロケーションに係る設備使用料の算定に当たり、平成19年度以降に接続開始時期から法定耐用年数が経過する設備が発生することなどを踏まえまして、今回、法定耐用年数経過後には設備管理運営費相当から減価償却費相当を控除する算定方法に見直すことといたしております。

次に3、網改造料等の算定に用いる諸比率の改定でございますが、網改造料算定に用います取得固定資産価格の算定比率、また、年額料金の算定比率、それぞれ（1）、（2）の表にありますとおり、比率の見直しを行っているところでございます。

また、13ページ目でございますが、こちらはコロケーション設備使用料の算定に用いられます電力設備に係る設備管理運営費比率及び取付費比率でございますが、それぞれこの表にございますとおり、見直しを行っているところでございます。

次に14ページ目でございますが、今回、NTT東西の自己資本利益率を算定する際に用いられます β 値、この β 値は株式市場全体の報酬率の変動と個々の株の変動の相関関係をあらわす指標でございますが、この β 値について見直しを行っているところでございます。これは1、経緯にございますとおり、昨年3月の接続ルール見直しの審議会答申を踏まえた事後精算制度の見直しに係る省令改正案について情報通信審議会でご審議をいただいた際に、ここにございますとおり、事業リスク等を踏まえて β 値を見直し、 β 値の適正性について、平成20年度接続料の認可に際し、改めて検証することというご指摘を受けているところでございまして、これを踏まえて、今回、 β 値の見直しを行ったところでございます。

2にございますとおり、NTT東西は株式を上場しておりませんので、類似企業の β 値をもとに今回、見直し、算定を行っているところでございます。具体的には、NTT東西の事業と類似の事業を営んでいる主要各国通信企業の株式価格の β 値に基づき、NTT東西の β 値を算定したところでございます。算定結果はこの表のとおりでございますが、平均値、中央値、ともにおおむね0.6ということでございますので、今回の接

続料設定に当たりましては、 β 値を 0.6 として自己資本利益率を算定しているところ
でございます。

15 ページ目、16 ページ目が審査結果でございますが、ここでございますとおり、
各審査事項に照らして、今回の接続約款変更申請案は認可することが適当ではないかと
考えているところでございます。

最後に参考資料といたしまして、接続料と利用者料金との関係についてという資料をお
つけいたしております。いわゆる接続料の水準に関するスタックテストの結果について
でございます。

1 ページ目、経緯にございますとおり、このスタックテストにつきましては、昨年 3
月の接続ルールの見直しに関する情報通信審議会答申におきまして、スタックテストの
運用に関してガイドラインを整備するようというご指摘を受けました。これを踏まえ
まして、昨年 7 月にスタックテスト運用に関するガイドラインを策定したところでござ
います。

2 ページ目の 2 に、スタックテスト運用ガイドラインに基づく検証の実施方法を記述
いたしておりますが、(2) にございます総務省が実施するスタックテストのアの①で
ございますが、実績原価に基づき毎事業年度再計算して算定される接続料の認可時に
おきまして、スタックテストの対象範囲を総務省が毎年度決定した上でスタックテスト
を実施することとされておりますので、今回これに基づきスタックテストを行ったところ
でございます。

3 ページ目、3、検証結果でございますが、今回の検証におきましては、スタックテ
スト運用ガイドラインに基づきまして、B フレッツ、フレッツ・ADSL、ATM ベー
スのデータ伝送サービスでございますメガデータネット、この 3 つにつきまして、それ
ぞれ検証を行ったところでございます。検証結果はこの表のとおりでございますが、N
TT 東日本、NTT 西日本、それぞれすべてのサービスブランドにおきまして、営業費
の基準値であります利用者料金収入の 20% を上回っているところでございます。また、
それぞれのサービスメニューにつきましても、すべてのサービスメニューについて、利
用者料金が接続料水準を上回っているということでございまして、今回のスタックテ
ストの対象サービスにつきましては、それぞれすべてスタックテストの要件を満たしてい
るものと考えているところでございます。

以上でございます。

○根岸部会長　　ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

○東海委員　　幾つかのいろいろなタイプの違う形での申請でしたので、少し思い出しながら、細かいところはまた別途議論をしていくわけだろうと思いますから、基本的な考え方について確認を1つずつさせていただこうと思います。

2ページ目の実績原価といいたいまいしょうか、実際費用方式に基づく接続料の問題の中で、一番大きな改正は事後精算制度を廃止するということかと思っておりますが、その趣旨として、1つは精算事務の負担軽減ということ。これは形式的といいたいまいしょうか、実務的なことでしょうけれども、もう一つ大事な点で、接続料の予見性を確保するという目的が加わっているわけですが、これは実績原価方式のみにこの考え方が適用されるのか、あるいは、接続料全体、そういう考え方の姿勢をきちっと1つの基準として考えていかなきゃいけないのかなという気もしているんですが、現状ではこういった事後精算を廃止する、接続料の予見性を確保するという2つのフレーズのつながりについては、どんな理解をしておけばよろしかったかなというのを、まずお聞きしたいと思っております。

○根岸部会長　　お願いいたします。

○古市料金サービス課長　　まさに今ご指摘のありました事後精算制度の見直しにつきましては、昨年3月の接続ルール全体の見直しの中で、実績原価方式の接続料について、それまでタイムラグ精算、すなわち事後精算制度があったわけですが、精算事務の負担軽減、あるいは接続料の予見可能性を確保するという観点から、この部分について事前に接続料を確定する方式、そして、乖離部分については次の接続料の原価に算入するという制度見直しが行われたところでございます。

実績原価方式以外の部分についてどうするかということについてもご議論いただいたと認識しておりますが、接続ルールの見直しにおきましては、実績原価方式についての事後精算制度について見直しをするという整理がされたと認識しております。

○東海委員　　幾つか続けて聞いてよろしいですか。

○根岸部会長　　どうぞ。

○東海委員　　4ページですが、接続料の算定の手法として、実績原価に移るためには、市場がしっかりと見きわめられなければならない、あるいは、実績のコストが把握できなきゃならないということも踏まえて、将来原価方式を採用したものであっても、そういった何かの環境を整えば実績原価方式に移行するという1つの例が出てきたんですね。

このときの将来原価から実績原価という方式の移行の環境の確認ということはどういうことでしたでしょうか。

○古市料金サービス課長 将来原価方式につきましては、新規に、そして需要が今後相当程度伸びていくということが見込まれるサービスにつきましては、実績原価で算定をすると、短期的には接続料水準がかなり高くなってしまいうということ、ある程度算定期間をとって、将来の需要・費用を予測した上で原価を算定していくということでございます。

今回の4つの接続料対象機能につきましては、(2)の表にございますとおり、変更後の接続料が、実績原価で算定した水準が将来原価で算定した接続料に比べまして十分に下がっているということでございますので、今回、実績原価方式に移行しているということでございます。

○東海委員 わかりました。次、よろしゅうございますか。

○根岸部会長 はい。

○東海委員 5ページですが、接続料規則には基本的な考え方ともう一つ、3条で特別な理由がある場合という条項があって、できればこういうものを適用するということは極力、それこそ特別な理由がない限り避けなきゃならないかなと思っているわけですが、今ここに書いた回線管理運営費の平均化という状況の中で、適用した手法が接続料規則の3条でやらなければならなかったというのは、どういった理由でしたか。ちょっと忘れまして。

○古市料金サービス課長 この回線管理運営費の扱いにつきましては、平成16年度以降から接続料規則3条による特別許可に基づく例外的な取り扱いをしているところでございますが、この回線管理運営費と申しますのは、回線の情報管理、網使用料を請求するための機能ということでございます。接続料規則上は、機能ごと、サービスごとに接続料を設定することが大前提でございますが、サービスごとに接続料を設定いたしてしまいますと、例えば参考のサービス別単金がございますが、同じ回線管理運営費でございますけれども、サービスごとに大きな差が生じてしまうということがございますので、ラインシェアリングとそれ以外の役務において管理事務の内容が異なるという点を踏まえて、特に共通的に発生する費用項目については、平均化をして接続料を設定するという形をとってきているところでございます。平成19年度・平成20年度におきましても、同じようにサービスごとに接続料を設定してしまいますと、料金水準に大きな差が

生じてしまうということですので、今回、このような取り扱いをすることについては合理的な理由があるのではないかと考えておりました。接続料規則3条に基づき特別許可をすることが適当ではないかと考えているところでございます。

○東海委員　ラインシェアリングを使ったサービスというのと、それ以外のサービスという形で、サービスの内容が分かれているという考え方をしたらどうなのでしょう。

○古市料金サービス課長　ここで着目しておりますのは、あくまで管理事務の内容がラインシェアリングとそれ以外で異なっているという点でございます。ラインシェアリングのみで発生する費用と、ラインシェアリング以外で発生する費用と分かれるということでございますので、この部分に着目して、ラインシェアリングとそれ以外のサービスについて分けて算定をしているということでございます。

○東海委員　ええ。それはわかるんですが、3条の規定にしなければならないのか、あるいは、サービスの別に設定するというか、細分化してやれば、3条の特別な許可でなくてもよいという考え方もあるのかなと今、思っているんですが、そうでもないのでしょうか。

○古市料金サービス課長　接続料規則上はサービスごとに接続料を設定するということが大前提でございますので、本来は先生おっしゃいますとおり、PHS基地局回線、ラインシェアリング、ドライカップ、光ファイバ、それぞれについて接続料を設定することが大原則だと思っておりますが、先ほど申し上げたとおりの事情がございますので。

○東海委員　そうですか。わかりました。こちらのほうが一くくりになっているということをお願いわけですね。

○古市料金サービス課長　そうです。

○東海委員　わかりました。ちょっと誤解をしておりました。

　　もう一つお聞きしてよろしいですか。

○根岸部会長　はい、どうぞ。

○東海委員　公衆電話系の一覧表が出ていたところがありましたが、これも確認だけですが、10ページの表を見ると、19年と20年の接続料の書き方が逆なんですか。いつもこうやって書いているんですか。19・20という時系列で考えると。右のほうに例えば18が書いてあって……。

○古市料金サービス課長　そうですね。6ページ目のところもそのような書き方をいたしておりますが、平成19年度・平成20年度の接続料を左から右に書いて、平成18

年度の接続料をその右に書いて比較をしているということでございます。若干見にくいのかも知れません。

○東海委員 19・20が一緒になっている場合は、19・20と書いて一覧になって、左から18、19でいいんですけども、19と20が別々のときに逆に書かれると、趨勢が見にくいなと思いながら、実はその趨勢を聞きたかったんですけども。

○古市料金サービス課長 わかりました。今後、資料作成の際には留意をしていきたいと考えております。

○東海委員 いや、数字の問題で、全部高くなってきているということを意味しているわけですね。

○古市料金サービス課長 先ほどご説明をいたしました、NTSコストの加算という要素もございますので、接続料水準は上昇しているということでございます。

○東海委員 はい。そういう形式を考えながらも、公衆電話網の機能の中でのいろいろな配賦の問題、NTSのコストが重要な問題ですけども、そのあたり我々、いつも問題意識を申し上げているだけで、そのことだけで結構でございます。

少し長々と失礼いたしました。

○根岸部会長 ありがとうございます。

ほかにどうぞ。

○酒井部会長代理 今、東海委員が質問したところの前半2点についてなんですが、まず、将来原価と実績原価の関係ですが、将来原価は数年間前から先を予測して平均値をとっていると思えばいいので、最後の年ぐらいになると実績のほうが安くなるのは当然だと考えてよろしいわけですね、予定どおりいけば。今、実績に変えるということは、今後数年間じゃ、もうそんなに下がらないだろうというか、このぐらいまでいけば十分と考えて実績に移行すると思っていのかどうか、そのあたりの考え方をお聞きしたかったんです。

○古市料金サービス課長 まさにおっしゃるとおりでございます、十分に接続料水準が下がってきているということで、今後、ドラスティックに下がるということはないのではないかと認識をしているということでございます。

○酒井部会長代理 わかりました。それから、第1点目のほうなんですけれども、タイムラグ精算をやめて、次年度以降の接続料に反映するという形になっていると思うんですけども、この場合の長所としては、確かに予見性がはっきりするということがあり

ますが、欠点として、結局、次年度以降と当年度までと利用される事業者の方の比率が大きく変わっちゃったりすると、前の方の分を後の方がひっかぶる形、あるいはいい部分もひっかぶることになると思うんですが、そういった意味で、今のところまだはつきりわからないかもしれませんが、そんな大きな利用者の比率とか、そういった変更はないと思ってよろしいですか。

○古市料金サービス課長 基本的には大きな変更はないと考えておりますが、仮に予見できないような例えば大きな市場の変化であるとか、事業者の変動要素があった場合に備えまして、接続料規則の一部改正では、基本的には次期の接続料算定期間に乖離額を乗っけていくということにしておりますけれども、仮に変動が大き過ぎるような場合につきましては、算定期間を延ばすことによって調整するというような制度も用意しているということでございます。

○根岸部会長 よろしいですか。

○酒井部会長代理 結構です。

○根岸部会長 ほかにございますか。

それでは、本件につきましては、接続に関する議事手続規則の規定に従いまして、この諮問案を本日、公にすることによりまして、いわゆるパブリックコメントに付したいと思えます。本件に関する意見招請は通常原則どおりで2回実施するという事で、1回目の意見招請期間は2月14日までといたします。そして、提出された意見を発表してから、それらの意見について2回目の意見募集を実施するという事で、この2回目の意見募集の期間は2週間としたいと思えます。また、本件につきましては、接続委員会において検討いただくということでもありますので、よろしくお願いたします。

それでは、第1点目はこれでパブリックコメントに付すということにいたしました。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定）について【諮問第1200号】

○根岸部会長 それでは、次に、諮問第1200号、NTT東西の接続約款の変更の認可であります。平成20年度以降の加入者光ファイバに係る接続料の改定について、審議したいと思います。

それでは、説明をお願いいたします。

○古市料金サービス課長　それではお手元の資料 8 5 - 2 に基づきまして、NTT東西の平成 2 0 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定について、ご説明をさせていただきます。

まず 1 ページ目、申請概要でございますが、本件申請につきましては、NTT東西の平成 2 0 年度以降の光信号端末回線伝送機能等、いわゆる加入光ファイバに係る接続料の設定のため、接続約款の変更を行うものでございます。

2 ページ目が主な変更内容でございますが、まず、光信号端末回線伝送機能についてご説明をさせていただきます。

光信号端末回線伝送機能につきましては、下のポンチ絵にございますとおり、主にマンションや法人ユーザービルに対して、光ファイバを分岐せずにそのままつなぎ込んでいく、いわゆるシングルスター方式の加入光ファイバの接続料でございます。この接続料につきましては、この絵にございますとおり、光ファイバ分に加えまして、加入光ファイバを収容する局内配線装置である Fiber Termination Module、いわゆる F T M、そして施設設置負担金相当のコストである加算料、これらも加算した上で設定をされているところでございます。

現行接続料につきましては、平成 1 3 年度から平成 1 9 年度までの 7 年間で算定期間として将来原価方式により算定されているところでございますが、今回の申請案では平成 2 0 年度から 2 2 年度までの 3 年間で算定期間として、将来原価方式により算定されているところでございます。

接続料の水準につきましては、この表にございますとおり、現行接続料は東西均一で 5, 0 7 4 円でございますが、申請案では NTT 東日本が 4, 7 1 3 円、NTT 西日本が 5, 0 4 8 円と、それぞれ低廉化しているところでございます。

次に、3 ページ目は接続料算定の概要でございます。先ほど申し上げましたとおり、光信号端末回線伝送機能の接続料は、光ファイバ分、F T M 分、加算料分の 3 つから構成されているところでございますが、この光ファイバ分と F T M 分につきましては、平成 2 0 年度から平成 2 2 年度の 3 年間の算定期間の需要と費用を予測して算定をしているところでございます。

1) に需要の予測方法が記述をされておりますが、需要の予測につきましては、NTT東西の B フレッツの稼働芯線数、他事業者が使用する、いわゆるダークファイバの稼

働芯線数、専用線等の稼働芯線数、この3つに分けて予測を行っているところでございます。

4ページ目の表が具体的な需要予測でございます。まず、①Bフレッツについてでございますが、Bフレッツ年度末契約数の表にございますとおり、NTT東日本におきましては、平成22年度で1,140万契約、NTT西日本につきましては、下のBフレッツ年度末契約数にございますように、平成22年度で900万契約ということで、NTT東西合わせて平成22年度で約2,000万契約ということで見込みを立てているところでございます。そして、この需要見込みに応じた稼働芯線数を算定いたしまして、需要予測を立てているということでございます。

次に②のダークファイバでございますが、これにつきましては、Bフレッツ芯線数に対するダークファイバの芯線数の割合が、平成18年度末の実績割合と変わらないという前提を置きまして、予測を立てているところでございます。

また、専用線等につきましては最近、利用が伸びていないという特殊な事情もございますので、平成18年度末実績と変わらないという前提を置いているところでございます。これらを踏まえまして、全体の稼働芯線数の予測を立てているということでございます。

次に、下の2)費用の予測方法でございますが、これにつきましては、接続料規則の規定に基づき、設備管理運営費等を算定しているところでございます。

まず、設備管理運営費につきましては、平成18年度の各費用の接続会計のデータをもとに、先ほどの需要見込みに応じた各年度ごとの光投資額を算定しておりますが、この各年度ごとの光投資額に対応した取得固定資産伸び率を乗じることなどにより算定をしているところでございます。

次に5ページ目でございますが、設備管理運営費の算定に当たりまして、減価償却費はこれまで法定耐用年数10年としてきたところでございますが、今回の算定に当たりましては、LRICモデルの経済的耐用年数を推計する際の考え方を踏まえ算定しているところでございまして、架空光ファイバで15年、地下光ファイバで21年としているところでございます。

また、ここにごございますとおり他人資本費用、自己資本費用、利益対応税につきましても、それぞれ接続料規則の算定方式に基づきまして、算定がされているところでございます。具体的な費用の算定につきましては、5ページ目、6ページ目の表にあるとお

りでございます。このとおり各年度ごとの光ファイバ、F T Mの原価を算定しているところでございます。

次に6 ページ目、下の3) 加算料コストの算定でございますが、この部分につきましては、施設設置負担金相当のコストということでございますので、施設設置負担金の減価償却見合いのコストに他人資本費用等を加算することにより算定をいたしております。具体的には7 ページ目の表の⑤にございますとおり、加算料としてはN T T東日本が月額・1 芯当たり1 7 1 円、N T T西日本が1 6 5 円としているところでございます。

以上、まとめまして、光ファイバ分とF T M分につきましては、先ほど予測を立てました費用原価を需要の見込みで割った額を算出いたしまして、それぞれに加算料分を加えて設定した結果、ここにございますとおり、シングルスター方式の加入光ファイバ接続料につきましては、N T T東日本で4, 7 1 3 円、N T T西日本で5, 0 4 8 円となっているところでございます。

次に、(2) 光信号主端末回線伝送機能、これは主に戸建て向けに光ファイバを分岐してつなぎ込むシェアドアクセス方式で加入光ファイバを利用する場合の接続料でございます。

これにつきましては、8 ページ目の下のポンチ絵にございますように、シングルスター方式とは異なりまして、戸建て向けにつなぎ込みます最後の分岐端末回線の部分は除いた形で、N T T東西局舎からのF T Mから局外スプリッタまでの接続料として算定をされているところでございます。したがって、シングルスター方式とは異なりまして、光ファイバ分、F T M分、加算料分に局外スプリッタ、これは平成1 9 年度以降は実績原価方式で算定をいたしておりますが、この局外スプリッタ分を加算されているところでございます。

現行接続料はN T T東日本で5, 0 2 0 円、N T T西日本で4, 9 8 7 円ということでございますが、今回の申請案ではそれぞれ4, 3 6 8 円、4, 6 4 7 円と低廉化をしているところでございます。

9 ページ目以降が接続料算定の概要でございますが、需要の予測方法は先ほどのシングルスターと同様でございます。また、費用の予測方法につきましてもシングルスター方式と同様でございますが、シェアドアクセス方式の光ファイバにつきましては、引込線の部分を除いているという点が異なっているということでございます。

この費用の具体的な算定については9 ページ目、1 0 ページ目の表にあるとおりでござ

ざいまして、これに基づき原価を算定しているところがございます。

また、3)の加算料コストでございますが、この部分につきましても引込線の部分を除いた形で算定をした結果、NTT東日本で150円、NTT西日本で144円と算定しているところがございます。これらを合計いたしまして、接続料水準につきましてはNTT東日本が4,368円、NTT西日本が4,647円となっているところがございます。

次に、(3)シェアドアクセス方式の分岐端末回線の部分の接続料についてでございます。この部分につきましては、これまで網改造料の算定式に準拠して算定をされているところございまして、現行接続料はNTT東日本で511円、NTT西日本で520円ということでございますが、申請案では426円、451円と、それぞれ低廉化をしているところがございます。

11ページ目が光信号分岐端末回線の接続料算定の概要でございますが、先ほど申し上げましたとおり、この部分は網改造料の算定式に準拠をいたしておりますので、分岐端末回線の部分の創設費、分岐端末回線当たりの電柱資産額をベースとして設備管理運営費等を算定した結果、このような接続料算定となっているところでございます。

以上が今回の加入光ファイバの接続料の具体的な算定の概要でございます。

続きまして、12ページ目以降は、今回の接続料変更に関する特殊な要因についてご説明をさせていただきます。

今回の接続約款の変更申請案では、今回の算定期間における原価の実績値と収入の実績値の差額について、次期以降の算定期間の接続料原価に算入する乖離額調整制度が規定されているところがございます。この点、将来原価方式における乖離額調整制度は、現行接続料規則上認められていないことから、NTT東西からはこの制度について、接続料規則第3条に基づく特別の許可を求める申請が合わせて提出されているところがございます。

今回の変更申請案にある乖離額調整制度が適当であるかどうかという判断につきましては、以下の5つの点を考慮して判断する必要があるのではないかと考えているところがございます。

まず、実際費用方式に基づく接続料算定につきましては、過去の接続会計データに基づき接続料を算定する実績原価方式と、算定期間の費用と需要を予測して接続料を算定する将来原価方式、この2種類があるわけでございますが、前者の実績原価方式につき

ましては、まさに原価実績に基づくものでございますので、タイムラグによって原価実績と乖離が生じた部分については、事後的に調整する制度が接続ルール上認められてきているところでございます。

他方、将来原価方式につきましては、接続料算定後、実際の適用期間中に、費用と需要の予測が実績と異なることとなることが予想される場合であって、接続料を変更すべき合理的な理由があるときは、その時点で改めて費用と需要を予測した上で接続料の変更申請を行うことが可能であり、適用期間経過後に事後的に乖離額を調整する制度は、導入されていないというところでございます。

また、将来原価方式につきましては、予測の制度によって多額の乖離額が生じる可能性がありますので、乖離額調整制度を仮に導入すると、事後的な追加負担が生じるおそれのある接続事業者にとっては、経営上の不安定要因となるという点についても留意をする必要があるのではないかと考えているところでございます。

他方、将来原価方式につきましても、この方式上、予測と実績の乖離が構造上見込まれるものでございますが、費用と需要の乖離につきましては、NTT東西に起因する自律的な要因に係る乖離と競争事業者に起因する他律的な要因に係る乖離の2つが存在するというところでございます。例えば、競争事業者が予測に比して大幅に加入ダークファイバを利用しなかったことによる乖離といったものにつきましては、NTT東西にとってはコントロールすることができないリスクであると考えられると思っております。この点、新競争促進プログラム2010におきましても、今回の加入光ファイバの接続料の検討に当たっては、競争事業者に起因する設備投資リスクへの対応の検討を行うことといたしているところでございます。

また、今回申請のありました乖離額調整制度につきましては、この背景といたしまして、現行接続料において予測と実績が大きく乖離している実態に起因することが大きいと考えられますことから、この具体的な実態も踏まえて判断する必要があるのではないかと考えているところでございます。

最後の現行接続料における予測と実績の具体的な乖離の実態が13ページ以降、お示しをしているところでございます。まず、13ページ目の(1)、具体的な1芯当たりのコストの実績値と予測値の乖離でございますが、このグラフにありますとおり、実績値が予測値と大幅に乖離をいたしてございまして、平成18年度では予測値の約2.8倍となっているところでございます。この要因は需要の予測との乖離、費用の予測との乖

離、大きくこの2つの要素があるということでございます。

まず、前者の需要の予測との乖離の部分でございますが、この需要予測について、N T T東西のBフレッツの部分につきましては、このグラフにありますとおり、予測値と実績値がほぼ同水準の状況となっているところでございます。

他方、14ページ目でございますが、他律的要因としての他事業者が利用する加入光ファイバについて予測と実績を比較した場合、このグラフにございますとおり、実績値が予測値を大幅に下回る状況が続いております。当初はBフレッツの8割程度で伸びていくという見込みを立てていたわけでございますが、実績はそれを大幅に下回っているという状況でございます。

また、専用線等につきましても、このグラフにありますとおり、実績値が予測値を大幅に下回る状況が続いているということございまして、こういった需要の予測につきましては他律的な要因による実績値と予測値の乖離の要因というのが大きかったということが言えると考えております。

これを踏まえまして、今回の接続料の申請に当たりましては、ダークファイバの見込みについては先ほど申し上げましたとおり、Bフレッツ芯線数に対する割合が平成18年度実績値の割合と変わらないという保守的な見込みを立てているところでございまして、また、専用線等についても、平成18年度末実績と同じという保守的な見込みを立てているところでございまして、大きな乖離が生じないようにしているところでございます。

次に15ページ目でございますが、こちらは費用の乖離の部分でございます。この費用につきましては、このグラフにありますとおり、実績値が予測値を上回っている状況でございまして、その乖離額が年々拡大している状況でございます。先ほど申し上げましたとおり、需要の実績値は予測値よりも大幅に下回っているということでございますので、通常はこれに応じまして、費用も実績値が予測値を下回るのが一般的でございますが、このように費用の実績値が予測値を上回ってしまった要因といたしましては、実際の需要を超える先行投資により発生した未利用芯線の存在が大きく影響しているのではないかと考えているところでございます。

具体的には、一番下の表にございますが、利用芯線の割合といたしましては、現行接続料を算定した際、平成13年当時は、平成19年度、この現行接続料の算定期間が終了する時点で、利用芯線の割合が約6割になると想定して接続料を算定しているところ

でございますが、平成18年度実績でNTT東西とも約3割強という割合にとどまっているということでございます。したがって、費用の乖離の部分につきましては、こういった設備投資コストに係る先行投資分のコストがかなりあると見込まれますので、この部分をどうとらえるかという点が非常に重要になってくるのではないかと考えているところでございます。

16ページ目でございますが、以上を踏まえまして、本件の乖離額調整制度の導入の可否につきましては、先ほど申し上げた5つの点も踏まえ、競争事業者に起因する設備投資リスクの大小であるとか、その具体的内容、あるいは設備投資に係る先行投資分をどう評価するか、こういった点を勘案して、その適否を判断することが適当ではないかと考えているところでございまして、これにつきましては意見招請結果等を踏まえて、多角的な検討を行っていくことが適当ではないかと考えているところでございます。

また、別の要素といたしまして、本件申請は本審議会に諮問させていただきましたNTT東西の次世代ネットワークの接続ルールのご議論におきまして、現在審議をされております分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定の問題とも密接に関連することから、この問題の審議状況も踏まえて判断することが適当ではないかと考えているところでございます。

17ページ目、18ページ目が審査結果でございますが、審査事項2、次のページの審査事項16につきましては一部保留とさせていただきます。その理由は19ページの別紙でございますが、先ほどご説明させていただきましたとおり、本件申請につきましては、現在の接続ルール上認められていない将来原価方式の乖離額調整制度が盛り込まれているところでございまして、これにつきましては意見招請結果等も踏まえて、多角的な検討を行っていくことが適当であると考えている点が1点。それからまた、これも先ほど申し上げましたとおり、本件申請につきましては、現在、情報通信審議会でご審議をいただいております分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定の問題とも関連することから、この審議状況を踏まえて判断することが適当である。この2つの点についての最終的な結論と今回の約款申請の内容が整合性のとれたものであることを条件として認可することが適当ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○根岸部会長　　どうもありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、どうぞ、ご質問、ご意見、お願いします。

- 酒井部会長代理　多分、乖離した後どうするかというのが一番大きな保留事項が問題だと思っんですけども、このところで予測に比べて実績が伸びない原因として、競争事業者のほうに責任があるのかどうかという話がありますが、ただ、予測は全部NTTがやっているわけなんです。競争事業者がこれだけ使うと言って使わないとすると当然責任がありますけれども、そう言っているわけではないわけなんです。
- 古市料金サービス課長　それはおっしゃるとおりでございます。
- 酒井部会長代理　そうすると、素直に言っちゃうと、もっと予測を低くするとすれば一番いいんでしょうけれども、それをもっと素直にいくと、そんなにファイバを持つなということになって、そうすると、全体の国としての方針と、いつまでにどのくらい打つという話とそごが生じると。その辺の矛盾があると思ってよろしいわけですか。
- 古市料金サービス課長　そうですね。確かに例えばダークファイバや専用線等については、NTT東西が予測を立てるわけでございますけれども、どういう予測を立てても、Bフレッツと違いまして、他事業者が利用するというところでございますので、どうしてもNTT東西としてはいかんともしがたいという部分はあろうかと思っております。ですから、この部分については他律的な要因によるリスクであるということが言えるのではないかと考えております。
- 根岸部会長　どうぞ、ほかに。
- 東海委員　よろしゅうございますか。
- 根岸部会長　どうぞ。
- 東海委員　今の酒井委員のお話とも関係をいたしますけれども、まず、12ページにるる説明をされておられますが、1つ、これも今後の議論ですから、細かいことは別にいたしまして、これまで7年間、将来原価方式でやってきて、先ほどの事例ですと、ある一定の環境が整えば実績原価方式に切りかえて算定をするという形になるものがこれまで多かったと思っんですけども、ここであえてまず第1点は、20年から22年までの間を将来原価方式という従来の方式で申請をされた意図というものについて、何かコメントがございませうでしょうか。
- 古市料金サービス課長　今回の加入光ファイバの接続料申請に当たりましては、まだ加入光ファイバを利用したサービスが新規に相当程度需要が伸びていく見込みが立てられるという点が1点。それからもう一つ、実績原価方式で算定をしてしまうと、まだまだ接続料金水準が高どまりしてしまうといった点を踏まえて、今回、算定期間3年とし

た将来原価方式での申請がなされたと理解をしております。

○東海委員　そこで、これまでの7年間の間で、グラフでお示しいただいたように、明らかにダークファイバと専用線については、予測と実績がかなり見込み違いであったというグラフが出てきているわけですが、12ページの2)のところで、将来原価方式というのは費用と需要の予測が実績と異なることが予想される場合であって、接続料を変更すべき合理的な理由があるときは、その時点で改めて費用と需要を予測した上で接続料の変更申請を行うことが可能だというふうにしておいて、だから、事後的に乖離額を調整する制度は導入されていないと書いてあるんですが、このことをもって適用してきた将来原価方式について、何か変更したいとか、あるいはそういう申請があったかどうか、確認しておきたいんです。

○古市料金サービス課長　現行接続料につきましてはこの7年間で算定期間といたしておりますが、この7年間の間に例えば加入光ファイバの接続料についての変更申請といったものはございませんでした。

○東海委員　わかりました。それに基づいて、乖離額の調整、事後精算という言葉でも同じようなものかもしれませんが、今回にはそれが付されているという部分については、これは過去の7年間のこととは関係ないと理解してよろしいでしょうか。

○古市料金サービス課長　これはあくまで今回の算定期間3年間とする将来原価方式による接続料について、次期以降の接続料の原価に算定をしたいという申請でございます。

○東海委員　わかりました。

もう一点は、先ほど酒井先生もおっしゃられたとおりですが、投資をするという主体というのはNTT自身であるかと思えますけれども、NTTはみずからが活用する、利用する、もちろんNGNのことも含まれていると思えますけれども、そういうような意識でもって投資意思決定をするということは言うまでもないところですが、一方においては、電気通信事業全体の中での接続政策を勘案して、他事業者の活用・利用というものを想定されるということになるわけですね。そうすると、当然のことながら、全体的見込み違いというものに対しては、どういった形でもってコストを負担し合うかというルールが検討されなければならないわけですが、1つの参考としては、LRICの際、15%超の場合には事後精算をするという形で制度をつくったんですけれども、その際にも、NTTみずからのトラフィックが減少させる原因のものについてと、NCC等の他の接続事業者がトラフィックを下げていくということが原因となったものとしつか

りと区分したというような仕組みを工夫しているわけですので、基本的には事後精算と
いいでしょうか、こういう乖離の部分というのは大変難しい問題を抱えていながら、そ
ういった原因分析というものもしていかなければならないのかなと思っておりませ
ども、今回の場合の光に関する3年間の申請に対しての投資と現実の利用の実態の予測
について、そういった原因分析をするデータを収集する可能性はあると理解してよろし
いのでしょうか。

○古市料金サービス課長　ご指摘のとおり、乖離額の調整制度を導入するかどうかとい
う点は極めて難しい問題ではないかと考えているところでございます。先ほどご指摘の
とおり、まず乖離額調整制度が現在、接続ルールにないわけでございますので、ほと
んどにそういった接続ルールにない乖離額調整制度を導入する必要があるかどうかとい
うところを、まずしっかりと議論する必要があるのではないかと考えているところでご
ざいます。仮にそういった必要性があるといたしましても、先ほどこれもご指摘ありま
したとおり、例えば調整の対象範囲をどこまでにするか。これは自律的な要因、他律的
な要因、いろいろな要因がございますので、それをどこまできちっと検証していくか
というような部分、あるいは、調整をするとしても、どういった調整の方法をするか。ま
た、仮に調整をするとしても、今回の接続料に限ったアドホックな対応とするか、あ
るいは接続ルールの見直しが必要かどうか、そういったいろいろな論点があると思っ
ております。このような論点につきましては非常に難しい問題を秘めておりますので、先
ほど申し上げたとおり、意見招請の結果等を踏まえて、接続委員会でしっかりとご議
論いただく必要があるかなと思っております。当然のことながら、その議論に必要なデ
ータ等がありましたら、それは可能な範囲内でデータを求めて検証していきたいと思っ
ております。

○東海委員　ありがとうございました。結構です。

○安田委員　よろしいですか。

○根岸部会長　どうぞ。

○安田委員　今の問題は大変難しいのはよくわかるんです。一等最初の酒井委員の先
ほどの質問なんですが、NTT東西が予測を出して、実績はこれだけ乖離していると。他
事業者の利用というのを予測するときに、他事業者のヒアリングだとか、需要予測だ
とか、そういうことはやっていないんですか。全くNTT東西が独自に他事業者の利用額
を決定するのか、または、ちゃんと話し合いのもとで需要予測をしてきたのかというこ

となんです。

○古市料金サービス課長　今回の申請に当たりましては、他事業者からヒアリングをして需要を積み上げたということではありませんで、これは他事業者の他律的な要因もあるということですので、Bフレッツの芯線とダークファイバの芯線の割合が平成18年度末と変わらないという形で、保守的な見込みをしているということですので。

○安田委員　意見ですが、トラフィックの全体のボリュームとか、他事業者の数が限られているわけですから、聞いてどのくらいになるかということの推測のベースにするということもあってもいいのかなと思ったんですけども。

○根岸部会長　そうですね。競争業者だから、競争業者のどういう計画かということについて聞くことに若干センシティブなところがありますよね。

○安田委員　ありますけれども、競争業者は彼らを利用せざるを得ないわけですから。

○根岸部会長　そうですね。

○安田委員　それはフェアにやろうというルールは、また別にあるわけですからね。

○根岸部会長　そうですね。わかりました。それで、競争事業者が予測に比して大幅に加入ダークファイバを利用しなかったことが一番大きいというわけなんですけど、これを解消するような手だてとか、そういうようなことは考えられるんでしょうか。ただ予測しているというだけなのか、なぜそうなったのかというのはもちろん分析をし、それを改善というか、もしこういうことをやれば乖離がなくなるとか、そういうことは考えられるんでしょうか。

○古市料金サービス課長　先ほど12ページにも記述をいたしておりますが、将来原価方式というのは、あくまで算定期間内の需要・費用を予測するということですので、これはどうしても乖離をすること自体は、将来原価方式の構造上避けられないということではないかと考えておまして、そういった点も踏まえて、今回、乖離額調整制度というのが認められないかという申請が上がってきているものと認識しております。

○根岸部会長　わかりました。確かに予測と外れるというのはもちろん不可避だと思いますけれども、しかし、ただ予測というんじゃなくて、ここが問題であれば、そこを解消できるような何か状況というか、あるいは方策というか、そういうものはあるのでしょうか。

○古市料金サービス課長　　ですから、やはり将来原価方式におきましては、予測をできるだけ合理的に、あるいは乖離をしないような形で見込むということが一般大事であると考えております。

○根岸部会長　　どうぞ、安田委員。

○安田委員　　いや、問題点と少しずれると思うんですけども、前回のヒアリングなんかのときに分岐の問題がありましたよね。それが利用を難しくしていると。それと予測とはまた別の話かと思うんですけども、利用の差が出ちゃったというのはそういう原因があるというのが他事業者の意見の1つではあったかと思います。ただ、それと予測の問題とはまた別だと思しますので。

○根岸部会長　　うまく結びついているかどうかはちょっとわからないですが。
どうぞ。

○長田委員　　同じようなことですが、予測と乖離するんだから、それはやむを得ないのでということですが、全体に日本としては、光をどんどん引いた上で、NTTだけではなく、いろいろな競争事業者がどんどん参入していくことを進めたいと考えているわけですよ。それであれば、ダークファイバの利用の実績が伸びない状況のまま置いていいわけではないので、解決すべきところを解決することも同時に行っていけないと、乖離の部分だけが調整されても、NTTにとってはよいことかもしれませんが、あまり事の解決にはならないと思います。今回、ご議論が接続委員会で行われるのと同時に、何とか実績を伸ばす方向へというのも、もちろん検討もされているわけですので、そこをあわせて、今回の導入については安易な乖離の調整というのがここで行われても、あまりいいことではないような気がします。結局、次年度やその先にまた大きな請求が来るかもしれないということがあると、より競争事業者の皆さんの参入が保守的になるのではないかというのは思いますので、そこはぜひご検討いただきたいと思います。

○根岸部会長　　何かコメントございますか。

○古市料金サービス課長　　ダークファイバがどういうふうにご利用されるかというのは、まさに各事業者の判断ということでございますけれども、今回、接続料水準といたしましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、現行の接続料に比べて低廉化をいたしておりますので、そういったことを踏まえて、今後さらに加入ダークファイバの利用が増えていくということを総務省としては期待しているところでございます。

○根岸部会長　　もちろんパブリックコメントに付しまして、かつ、接続委員会でまた検討いただくというようなことをございますので、そのときに今出ました議論もそこでご検討いただくということになるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかに、もしありましたらどうぞ。よろしいですか。

それでは、本件につきましても、接続に関する議事手続規則に従ひまして、パブリックコメントに付すということで、この意見招請も規定どおり2回実施するということで、1回目の意見招請期間は2月14日、そして、提出された意見を発表してから、それらの意見について2回目の意見募集をするということで、期間は2週間といたしたいと思ひます。本件につきましても、接続委員会において検討いただくということでありますので、よろしくお願ひいたします。

○高橋委員　　1点よろしいですか。

○根岸部会長　　どうぞ。

○高橋委員　　パブリックコメントに付すということですが、通常、この手のパブリックコメントというのは事業者の意見がほとんどになってしまうのですが、光ファイバの普及というのはこれからの国民生活に非常に関連したところですので、一般の方々からたくさんの意見が寄せられることが必要だと思ひます。ですので、総務省におかれましても、その手当てを十分に講じていただいて、国民的議論が沸き上がる第一歩にしていきたいと思っております。

○根岸部会長　　おそらくそういうことになると、わかりやすくということですね。なかなかわかりやすくは難しいんですが、可能な限りそうしていただく、そういうことでしょうね。

じゃ、よろしくお願ひいたします。

東日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（一般番号ポータビリティ申込受付システムにおける機能の追加）について

【諮問第1201号】

東日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（加入光ファイバの開通工事に係る時間指定手続の追加）について

【諮問第1202号】

○根岸部会長　それでは、次に参りまして、諮問第1201号、こちらはNTT東の接続約款の変更の認可ということで、番号ポータビリティ申込受付システムにおける機能の追加と、それから、加入光ファイバの開通工事に係る時間指定手続の追加について審議したいと思います。これらはもちろん別のことでありますが、2件はいずれも工事費・手続費に関する比較的先ほどの議論と比べれば少し小さなところもありますので、総務省から2件まとめて説明をお願いいたします。

○古市料金サービス課長　それでは、お手元の資料85-3に基づきまして、NTT東日本の番号ポータビリティ申込受付システムにおける機能の追加についてご説明をさせていただきます。

1 ページ目、申請概要でございますが、本件申請につきましては、NTT東日本において、新たにナンバーポータビリティ申込受付システムによるオンラインでの申込範囲を拡大することに伴い、新たな工事費・手続費を設定するため、接続約款の変更を行うものでございまして、実施予定日、平成20年3月1日としているところでございます。

2 ページ目は主な変更内容でございますが、現在、NTT東日本は一般番号ポータビリティの申込受付を受付システムまたはファクスにより提供しているところでございます。今回、受付システムを改修し、ファクスのみで申込受付を現在しておりますルーティング番号のみの削除、事業者間移転、ルーティング番号変更及び同一番号移転可否情報調査についても、新たにオンラインでの申込受付を可能とするため、一般番号ポータビリティに係る新たな工事費・手続費を設定する旨の接続約款の変更を行うものでございます。

3 ページ目の(1)が工事費の設定でございます。①にありますとおり、ルーティング番号等削除工事費につきまして、他事業者のルーティング番号のみの削除について、受付システム経由での申込受付を開始するため、受付システム経由での申込の工事費を今回設定しているところでございます。

また、②でございますが、現在、事業者間移転及びルーティング番号変更に係る工事費については、ルーティング番号登録工事費及びルーティング番号等削除工事費を組み合わせた形で適用しているわけでございますが、受付システム経由での申込受付を開始するに当たり、ルーティング番号変更工事費を新たに設定しているところでございます。

また、(2)手続費の設定でございますが、受付システム経由でのルーティング番号のみの削除、事業者間移転、ルーティング番号変更、これらに関する手続費の設定、ま

た、同一番号移転可否情報調査に係る1件ごとの手数料の設定、これらを設定することといたしております。

また、現行のルーティング番号登録工事等受付手数料、同一番号移転可否情報調査費、これは情報提供システムに係るものでございますが、これらにつきましては、月額の手続き費を毎月ごとの申込承諾件数の合計で除した額を現在は各事業者に適用しているところでございますが、負担額の予見性確保等の観点から、今回、あらかじめ申込承諾件数の利用見込み件数で除すことで算定した1件ごとの手数料を設定しております。乖離額につきましては、年度終了後の実績により精算をしていくという方式に移行していくということでございます。

具体的なルーティング番号登録工事等受付手数料、同一番号移転可否情報調査費の水準につきましては、4ページの表にあるとおりでございます。

5ページ目以降が接続料算定の概要でございますが、まず5ページ目、工事費につきましては、作業単金にそれぞれの工事に要する平均的な作業時間を掛け合わせて算定をしているところでございます。

また、6ページ目以降は手数料の算定方法でございますが、これらは網改造料算定方式に準拠して、それぞれ算定されているところでございます。

最後、9ページ目、10ページ目が審査結果でございますが、今回の接続約款変更申請内容につきましては、ここにございますとおり、各審査事項に照らし、認可することが適当ではないかと考えているところでございます。

続きまして、資料85-4に基づきまして、NTT東日本の加入光ファイバの開通工事に係る時間指定手続の追加についてご説明をさせていただきます。

1ページ目、申請概要でございますが、本件申請につきましては、加入光ファイバの現地調査及び開通工事について、その工事を行う際の到着時刻を確実に指定し予約できるメニューを追加するため、接続約款の変更を行うものでございまして、実施予定日としては認可後、速やかに実施したいとされているところでございます。

2ページ目は主な変更内容でございますが、現在、NTT東日本が実施する加入光ファイバの接続工事などにつきましては、費用負担なしで実施日及びおおよその実施時間帯の目安を予約することが可能となっており、到着時間の目安を実施日前に連絡調整しているところでございます。今回、法人ユーザーからの要望を踏まえまして、こうした一般的な費用負担なしの予約メニューに加え、接続工事等を行う際の到着時刻を有償で

確実に指定できる特別な予約メニューを新たに追加することから、このための手続費を設定しているところでございます。

(1) が具体的な手続費の設定でございますが、今回、接続工事等時刻指定手続費として、1件ごとに8,587円という手続費を設定しているところでございます。この算定に当たりましては、指定された時刻に接続工事等を行う場所に到着し、接続工事等を開始するために必要となる調整時間をモデルで算定いたしまして、これに作業単金を乗じて算定しているところでございます。

調整時間の考え方でございますが、2ページ目の下の表にございますとおり、9時指定から16時指定までの時間を1時間刻みで8パターンにモデル化をいたしまして、それぞれの時間に確実に到着できるように、あらかじめ待機時間を設ける。これらの待機時間をこのモデル上設定した上で、これらの平均的な待機時間、調整時間を算定した結果、78.8分、時間に直しますと1.313時間ということでございますので、これに作業単金6,540円を掛けて8,587円としているところでございます。

3ページ目、4ページ目が審査結果でございますが、本件申請内容につきましては、各審査事項に照らして適当であると認められることから、認可することが適当ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。それでは、2件、ただいまご説明いただきましたが、どうぞご質問、ご意見ありましたら、お願いします。よろしいですか。

それでは、ご意見ございませんようですので、これらの2件につきましては、接続に関する議事手続規則の規定に従いまして、本日、パブリックコメントに付すということですが、この2件に関する意見招請は、先ほどの問題とは若干違いますので、1回ということを実施するというので、意見招請期間は2月14日までといたしたいと思っております。これら2件につきましても接続委員会で検討いただくということですので、よろしく願いいたします。

それでは、以上で本日の審議は終了いたしました。委員の皆様、あるいは事務局から何か。

○長田委員　1つ。

○根岸部会長　はい、どうぞ。

○長田委員　すみません。質問というか、次回でも結構ですが、昨年5月ぐらいの事

業部会だったと思いますけれども、債務の履行の担保措置に係る見直しというのが行われたと思います。その後、NTTが実際に担保措置をどのように行っておられるのか、四半期ごとに報告をとということになっていたと思いますけれども、もし総務省のほうで把握していらっしゃることがありましたら、教えていただきたいと思います。というのは、かなり小さな接続事業者、プロバイダーなどにそういう担保措置の請求が行われているというような話を聞いておりますので、教えていただきたいと思います。

○根岸部会長　もし今わかれば。

○古市料金サービス課長　接続料債務の不履行リスクの扱いにつきましては、平成18年12月に債権保全ガイドラインをつくりまして、これを踏まえて、今ご指摘のとおり、昨年5月にNTTの接続約款を変更し、債権保全措置を設けたところでございます。この接続約款変更の情報通信審議会の答申において、債権保全措置の適正運用のため、運用開始から2年間、四半期ごとに総務省のほうで報告を受けて検証を行い、また、必要な場合には適切な措置を講じることとされているところでございます。これまで報告を受けながらフォローしてきておりまして、現在のところ適正に運用されているのではないかと考えているところでございますが、引き続き答申の趣旨を踏まえてきちんとフォローしていきたいと考えているところでございます。

○根岸部会長　よろしいですか。

○長田委員　はい。わかりました。かなり経営に影響が出ているところもあるのではないかと聞いていたものですから、その辺を丁寧にフォローしていただければと思います。

○古市料金サービス課長　ご指摘を踏まえまして、きちんとフォローしていきたいと考えております。

○根岸部会長　わかりました。

ほかによろしいですか。

閉　　会

○根岸部会長　それでは、本日の部会はこれで終了いたします。次回は1月29日火曜日の開催予定でございます。どうもありがとうございました。